

Hong Kong Tax Alert

11 June 2020
2020 Issue No. 6

香港が、船舶リース事業者及び船舶リースマネジメント事業者を誘致するための新しい法律を可決

2020年6月10日、船舶リース事業者及び船舶リースマネジメント事業者の香港への誘致を目的とした、2020年度内国歳入法改正案(船舶リース優遇税制)(以下、「法案」)は、立法議会における第3回の審議で可決されました。

当該可決済みの法案は、政府官報に掲載される予定で、新たな優遇税制の関連規定を内国歳入法(以下、「IRO」)に組み込むことにより、6月の19日より正式に香港の法律(以下、「新法」)となります。

当該新たな優遇税制では、経済協力開発機構(OECD)の有害税制フォーラム(以下、「FHTP」)における最新の要件に適合させるため、原法案に対して以下の法案審議会の改正案が追加されました。

- I. 「船舶リース活動」の定義を拡大し、FHTPの「有害税制:優遇税制に関する2017年進捗報告書」に規定されている金融・リース制度に関するコア収益獲得活動(以下、「CIGA」)の定義と整合させる
- II. 納税者に、(a)香港で生じた年間営業費用、及び(b)香港で正規雇用されている従業員の平均人数が納税者のCIGAにとって「十分」であることを内国歳入局長官(以下、「CIR」)に証明することを義務付ける。その結果、新法で規定されている上記2つの最低基準要件を満たすことは、あくまでも前提条件にすぎず、全ての場合において「十分条件」であるとは限らない

政府は、CIRを通じて、納税者がどのようにしてグループレベルでCIGAの要件を満たすことができるかを含む、新法適用に関する実務解釈方針を発行すると表明しました。貴社が新法による優遇措置を検討されている場合は、貴社の税務担当者にご相談下さい。

新法の主要な規定の要約

IROのセクション140～14ZBに基づく優遇税制

一定の租税回避防止規定を前提に、新たな優遇税制では以下のように規定されています。

- I. 適格船舶リース事業者の適格船舶リース活動により得られる適格所得に対する税率は、オペレーティング・リース及びファイナンス・リース(セール・アンド・リースバックを含む)いずれの場合も0%となります。また、適格船舶リース活動は、船舶リース事業者(すなわち、サブリース事業者)、船舶リースマネジメント事業者または船舶オペレーターへの船舶リースが含まれ、広範囲に定義されています。
- II. 適格船舶リースマネジメント事業者が、当該法案で定義されている関連会社でない適格船舶リース事業者のために適格船舶リースマネジメント活動を行う場合、適格所得に対する税率は8.25%(現在の標準法人税率16.5%の半分)となります。ただし、当該適格船舶リース事業者が関連会社である場合、その税率は0%に引き下げられます。
- III. 減価償却費の損金算入が認められなくなる代わりに、適格船舶所有リース事業者のオペレーティング・リースに関する課税所得は、リース料純額(リース料総額から減価償却費以外の費用を控除した額)の20%とみなされます。
- IV. 適格船舶リース事業者のファイナンス・リースに関する課税対象額は、関連するファイナンス・チャージまたは受取金融利息から控除可能費用を差し引いた金額になります。

関係者による支払金の損金算入額の減額

IROのセクション16(1A)に従い、支払人が適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者と関係があり、支払われた金額に対して優遇税率(0%または8.25%)のみで課税される場合、当該支払人の支払金に関する損金算入額は、当該事業者が得る優遇税額により減額されます。

適用日

適格船舶リース事業者及び適格船舶リースマネジメント事業者の適格所得に対する優遇税制は、2020年4月1日以降の支払い、受領または発生した所得に適用されます。

また、当該法案の他の条項の詳細¹については、2020年2月3日に発行された弊事務所のタックス・アラートをご参照ください。これらの条項は、後述の改正案を除き、新法の規定と基本的に同じです。

原法案に対する改正案

CIGAの基準要件は「十分」である必要がある

原法案では、新たな優遇税制適用のため、以下の最低基準要件が規定されています。

適格活動	香港で正規雇用されている適格従業員の平均人数	香港で発生した年間営業費用
船舶リース	2	780万香港ドル
船舶リースマネジメント	1	100万香港ドル

上記最低基準要件に加え、新法ではCIRの意見に基づき、関連する雇用者数と営業費用が「十分」であることという包括的な要件が追加されています。その結果、上記2つの最低基準要件を満たすことは、優遇税制適用のための前提条件にすぎず、当該税制の適用を確保する上での「十分条件」ではありません。

また、上記に関わらず、納税者がCIGAを外部委託することは認められています。ただし、(i)当該外部委託活動が香港で行われ、かつ、(ii)当該納税者が香港における当該外部委託活動の管理を十分に行っていることが条件です。

したがって、納税者がCIGAを関係者に委託している場合、新法におけるCIGAの基準要件を満たすか否かは、当該関係者が当該委託活動のために雇用した従業員数及び負担した費用に基づいて判断されるものと考えられます(すなわち、グループレベルで判断)。

しかし、CIGAの基準要件である「十分」の定義について、新法では規定されていません。おそらく、何が「十分」かは、各納税者の事実と状況によるでしょう。

納税者のCIGAが香港で真に実施・管理され、上記の最低基準要件を満たしている場合、新法における十分要件も満たされる(すなわち、事業規模に応じた具体的な追加の基準要件がこれ以上規定されない)という見解が、CIRによって示されることを望みます。

政府は、CIRを通じて、納税者がどのようにしてグループレベルでCIGAの要件を満たすことができるかを含む、新法適用に関する実務解釈方針を発行すると表明しました。

1. 香港タックス・アラートは、次のリンクからアクセスできます。
<https://www.ey.com/cn/en/services/tax/country-tax-advisory/ey-hong-kong-tax-alert>

「船舶リース活動」の定義を拡大し、優遇税制措置をCIGAの定義と整合させる

「船舶リース活動」は原法案において、「船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者、または船舶オペレーターへの船舶リース」と定義されていました。新法では、「船舶リース活動」に以下の活動が含まれ、範囲が拡大されています。

- i. リースに関する資金調達条件の合意
- ii. リースされる船舶の特定または取得
- iii. リースの条件と期間の設定
- iv. リースに関する資金調達またはその他合意事項のモニタリングまたは改訂
- v. リースまたは上記i～ivの活動のいずれかに関連するリスクマネジメント

上記の定義拡大は、FHTPの「有害税制：優遇税制に関する2017年進捗報告書」に規定されている金融・リース制度に関するCIGAの定義と整合させることが目的です。

結論

弊事務所は、香港における船舶リース及び船舶リースマネジメント事業の発展を促進するための新法の可決を歓迎します。

政府は新法のいくつかの規定を明確にしていますが、その規定の多くは依然として複雑です。例えば、複数のグループ会社が適格船舶リースまたは船舶リースマネジメント活動に従事したり、または従業員や発生費用を共同管理している場合に、CIGAの基準要件をどのように満たすことができるかなどです。

貴社が新法による優遇措置を検討されている場合は、必要に応じて、貴社の税務担当者にご相談下さい。



Ian McNeill
 Deputy Asia-Pacific Tax Leader
 +852 2849 9568
 ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
China Tax Services				China Tax Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com	Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com
Tax Technology and Transformation Services				US Tax Services	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	
International Tax and Transaction Services				International Tax and Transaction Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		International Tax Services	
Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com	Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com				Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com	
Transaction Tax Services				Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
Indirect Tax Services		People Advisory Services			
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com	Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
 All Rights Reserved.

APAC no. 03010451
 ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

